

2003 年 4 月 23 日

報道各位

新株予約権発行について

サイボウズ株式会社

最高経営責任者 高須賀 宣

最高技術責任者 畑 慎也

最高執行責任者 青野 慶久

最高財務責任者 山田 理

サイボウズ株式会社（東京都文京区 最高経営責任者 高須賀 宣）は、本日の株主総会で、新株予約権 3,740 株を下記要領で発行することが決議されたのでご報告します。

なお、2003 年 4 月 12 日の役員会において、昨年決議した新株予約権 900 株と取締役 6 名に付与済みのワラントおよびストックオプション 2,934 株の合計 3,834 株の放棄を、本日の株主総会での決議を条件に決定しております。

1.ストックオプション付与の理由

当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とします。

2.ストックオプション制度の概要

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 3,740 株を総株数の上限とします。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,740 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とします。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない日の場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とします。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、平成 17 年 4 月 24 日から平成 21 年 4 月 23 日までとします。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または、当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にある必要があります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
2. その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に従うものとします。

(8) 新株予約権の償却事由および条件

1. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で償却することができます。
2. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当該新株予約権は無償で償却することができます。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を必要とします。

サイボウズ、Cybozu は、サイボウズ株式会社の登録商標です。

《本件に関するお問い合わせ先》

サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 18 階
Tel. 03-5805-9035 Fax. 03-5805-9036

報道関係者の皆様のお問い合わせ先
広報 I R グループ pr@cybozu.co.jp

上記電話番号及びメールアドレスの紙面への記載はご遠慮ください。